

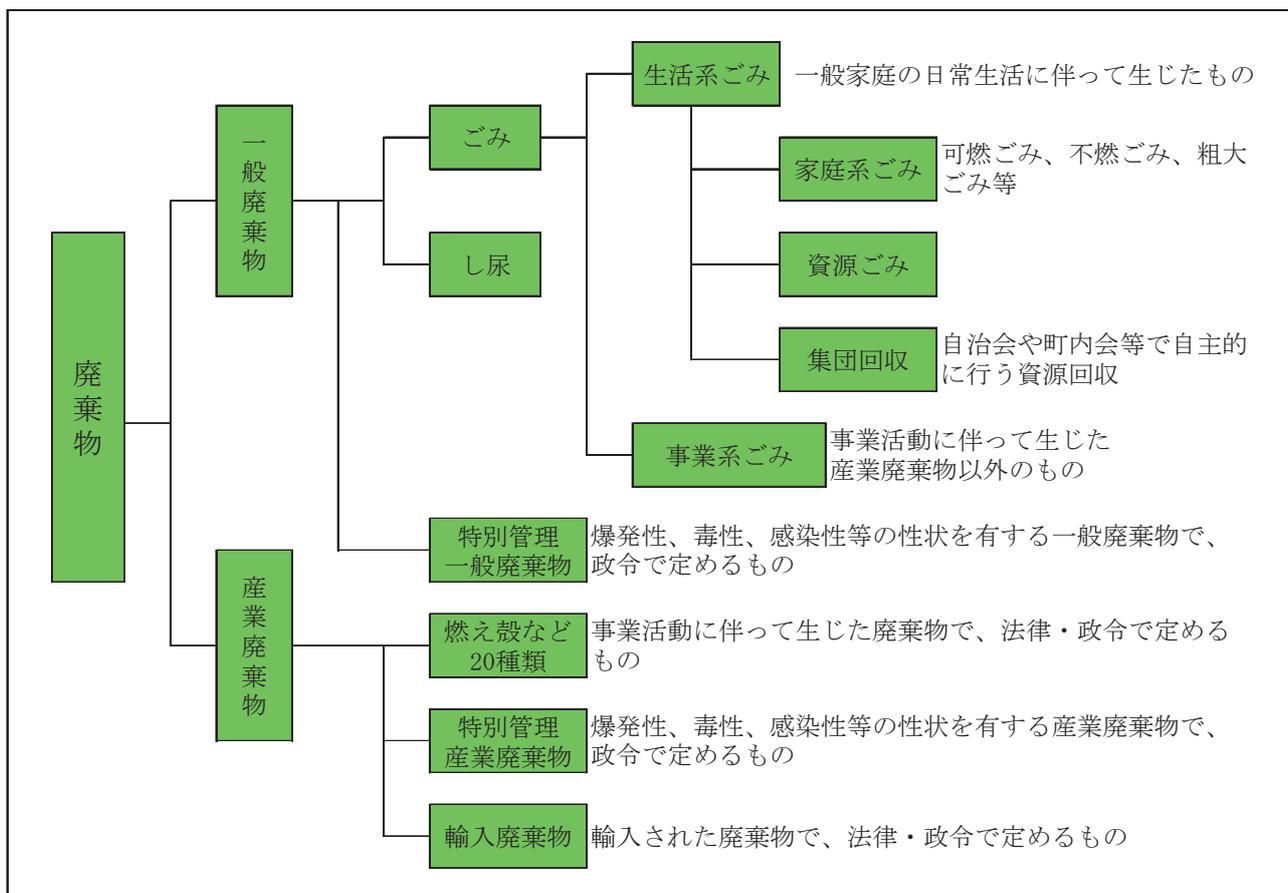
第1節 環境の状況

1 廃棄物とは【資源循環推進課】

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生する

ごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます（図8-1-1）。

図8-1-1 廃棄物の分類



(資料) 環境局作成

2 一般廃棄物【資源循環推進課】

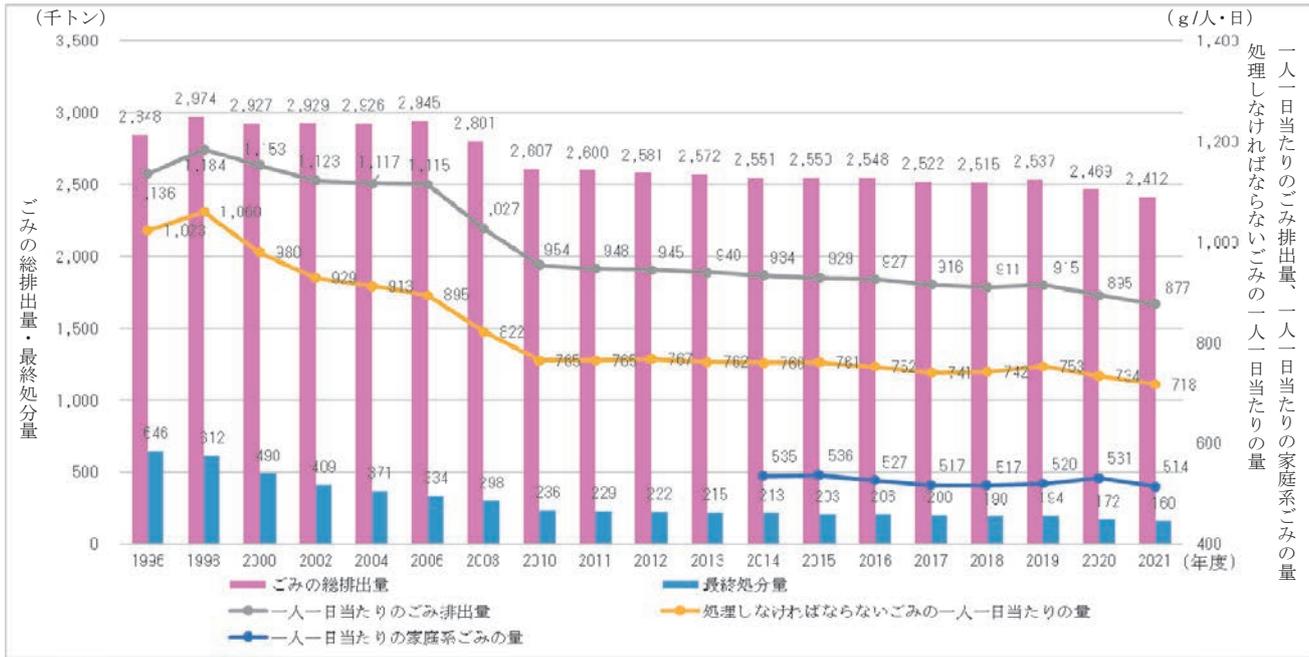
し尿やごみなどの一般廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔に保つことは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であり、市町村の自治事務とされています。

(1) ごみの処理

2021年度における本県のごみの総排出量(集

団回収量を含む)は241万2千トンで、県民1人1日当たりに換算すると877gでした。ごみは焼却処理やリサイクルなどにより減量化されるため、最終的に埋立処分される量は16万トンで、これは近年減少傾向にあります(図8-1-2)。

図8-1-2 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たりで換算した値をいう。
 (注3) 本表の計算根拠となる人口は、住民基本台帳人口を使用（2007年からは外国人登録人口を含む）。
 (資料) 環境局調べ

(2) ごみの資源化

2021年度の県のごみの総資源化量は53万9千トンと前年度に比べ1万2千トン減少し、ご

みのリサイクル率は22.3%と、前年度に比べ増減はありませんでした。(図8-1-3)

図8-1-3 総資源化量とリサイクル率の経年変化

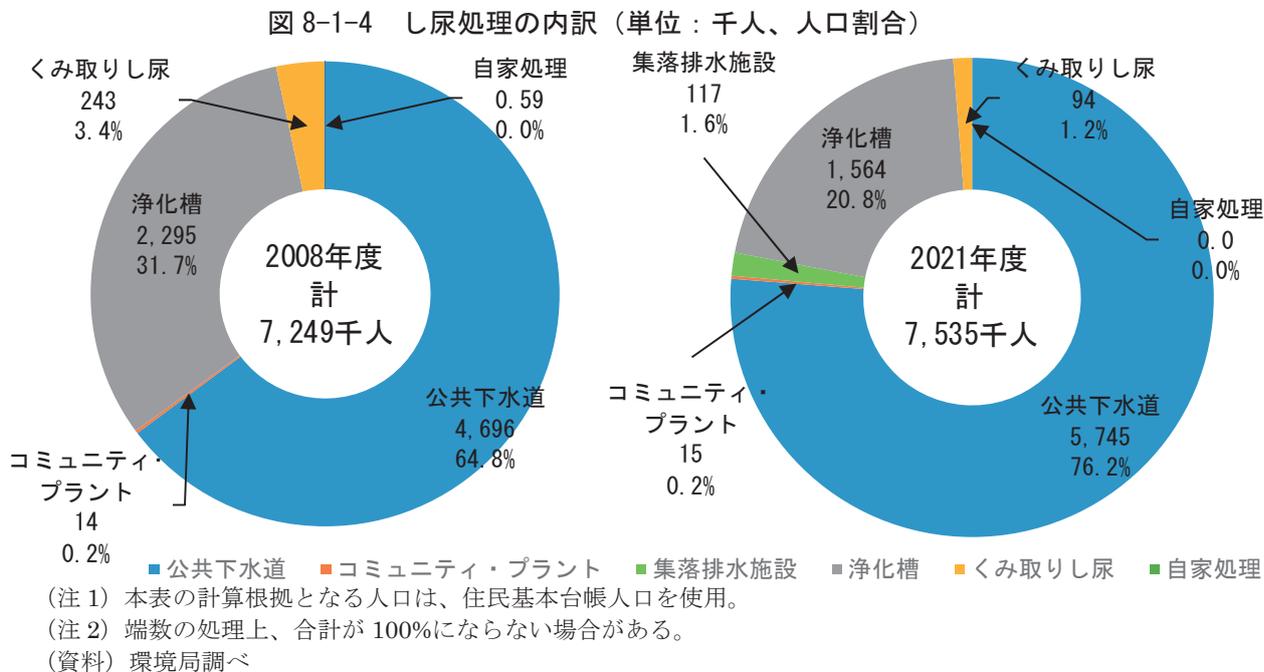


(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100
 (注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
 (資料) 環境局調べ

(3) し尿の処理

2021年度における本県のし尿処理の人口割合を処理方法別に見ると、下水道による処理が76.2%、浄化槽（単独処理浄化槽を含む）による処理が20.8%、コミュニティ・プラント（地

域し尿処理施設）による処理が0.2%、くみ取りし尿の収集（一部自家処理を含む）が1.2%で、全体の水洗化率（下水道、浄化槽及びコミュニティ・プラントを使用している人口の割合）は98.8%となっています（図8-1-4）。

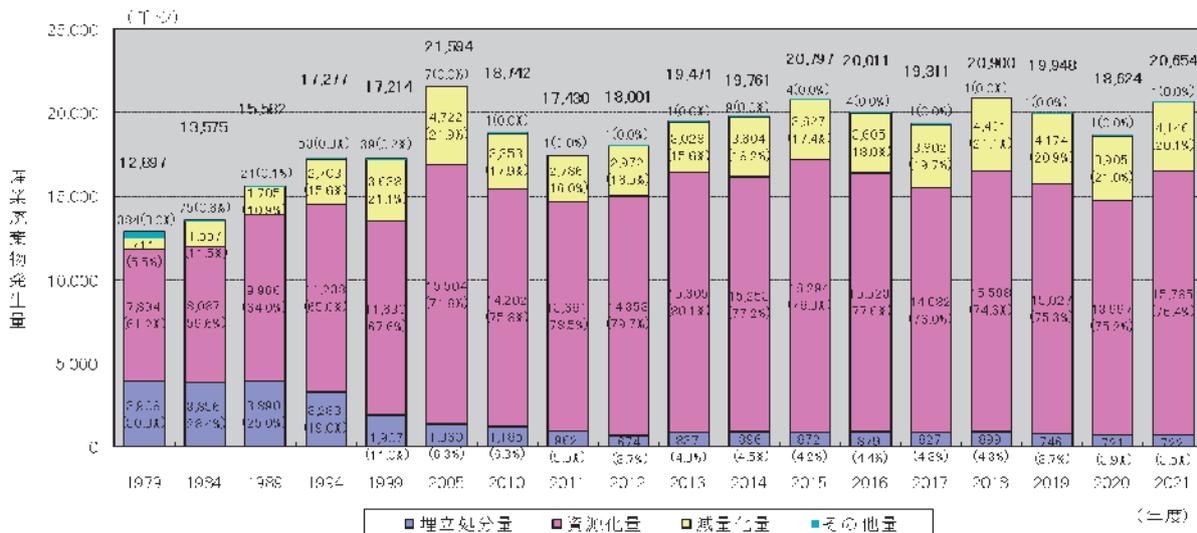


3 産業廃棄物【資源循環推進課】

2021年度の産業廃棄物の発生量、中間処理

による減量化量、資源化量及び埋立処分量は前年度に比べ増加しています（図8-1-5）。

図8-1-5 産業廃棄物の発生量等の推移



4 各種リサイクル法等【資源循環推進課】

大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、2000年6月に循環型社会形成推進基本

法が制定され、この法とともにリサイクルを促進する各種の法律が整備されました。

これらの法律は、国、地方公共団体、事業者及び消費者がそれぞれに担うべき責任と果たし

うる役割についての理解を深め、相互の協力のもと総合的かつ計画的に資源を有効利用することにより持続可能な発展を目指すものです。

各種リサイクル法の状況は以下のとおりです。

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、廃棄された商品の容器や包装の再商品化を促進するために定められた**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律**（以下本章において「容器包装リサイクル法」

という。2000年4月1日完全施行)に基づき「**愛知県分別収集促進計画(第10期)**」(計画期間:2023年度~2027年度)を2022年10月に策定し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しています。県内における2021年度の市町村分別収集の状況は**表8-1-1**のとおりです。2021年度の県内の分別収集量は165,547トンと、前年度の168,240トンと比べ3.6%の増加となっています。

表8-1-1 容器包装の分別収集状況

		2020年度分別収集実績量 (トン)	2021年度分別収集実績量 (トン)	実施市町村数
ガラスびん	無色	16,384	16,195	49
	茶色	11,245	11,204	49
	その他	10,119	9,993	54
ペットボトル		20,565	21,155	54
その他のプラスチック製容器包装		64,391	63,010	52
スチール缶		7,637	6,981	53
アルミ缶		4,332	4,341	52
段ボール		19,316	19,061	53
紙パック		851	821	50
その他の紙製容器包装		13,400	12,787	22
計		168,240	165,547	—

(注1) 2022年3月末市町村数=54市町村

(注2) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料) 環境局調べ

(2) 家電リサイクル法【資源循環推進課】

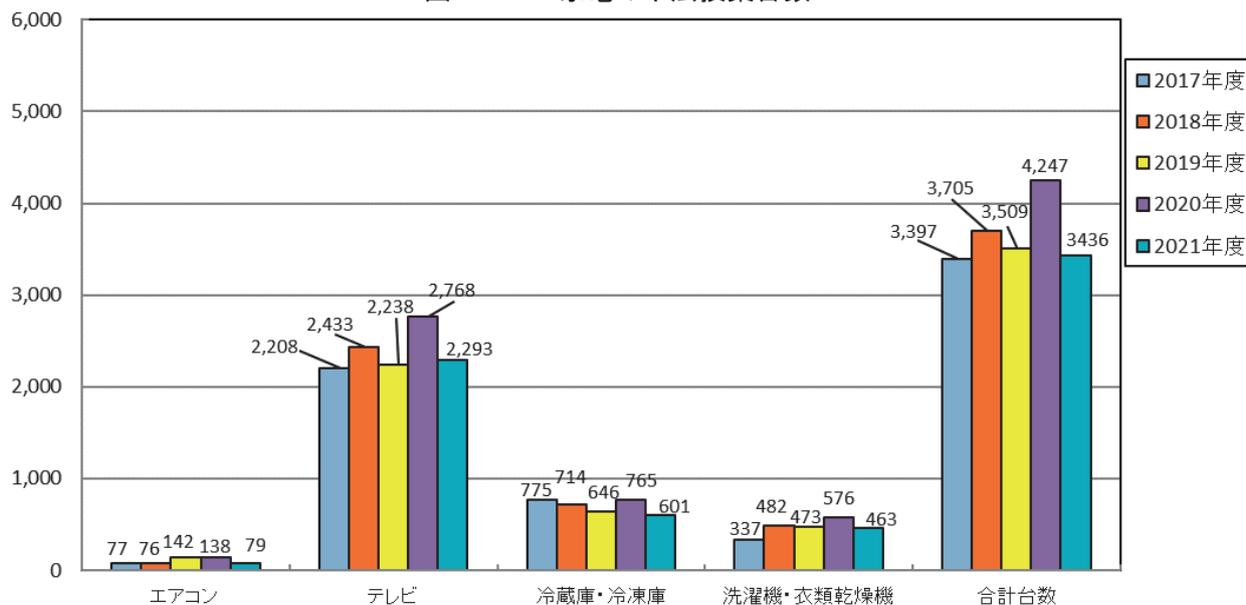
特定家庭用機器再商品化法（以下本章において「家電リサイクル法」という。2001年4月1日完全施行）では、家庭や事業所から排出される廃家電の効果的なリサイクルを図ることを目的に、排出者（消費者、事業者）の収集・運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者における排出者からの廃家電の引取り及び製造業者等への引渡し並びに製造業者等によるリサイクルを義務付けています。対象家電としては、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンが指定されています。

家電リサイクル法の施行により、これら廃家電のリサイクルが進む一方、収集・運搬及びリ

サイクル料金の負担を免れるための不法投棄が問題となっています。最近5か年の不法投棄台数は**図8-1-6**のとおりです。

なお、不法投棄問題に対しては、2009年度から、(一財)家電製品協会により、廃家電の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された廃棄物を回収し製造業者等に引き渡す事業を実施する市町村への不法投棄未然防止事業協力が行われており、2021年度においては、名古屋市、豊橋市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、大府市、豊明市、日進市、田原市、清須市、東郷町、武豊町、幸田町で実施されています。

図 8-1-6 家電の不法投棄台数



(資料) 環境局調べ

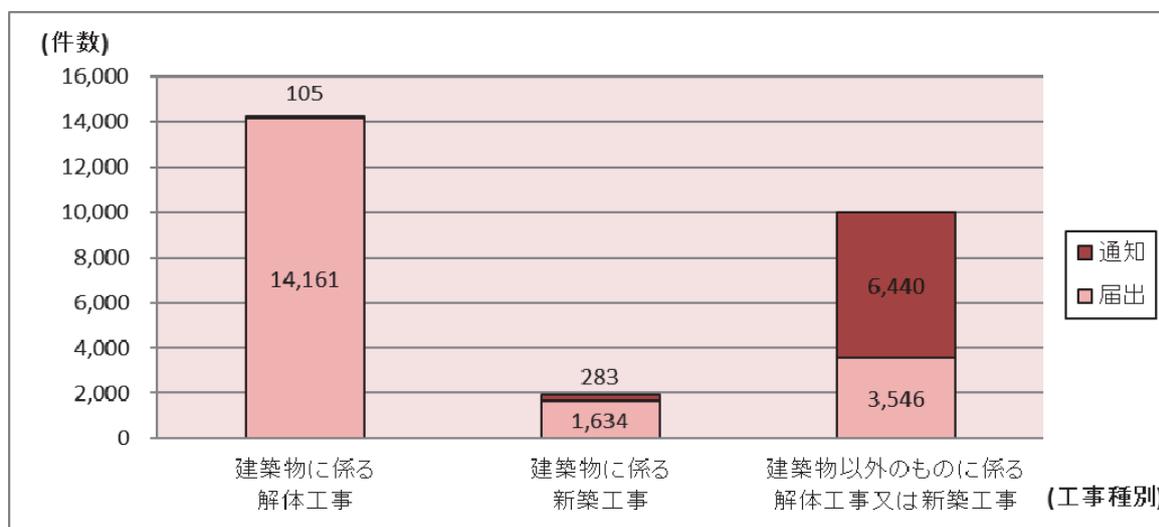
(3) 食品リサイクル法【食育消費流通課】

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下本章において「食品リサイクル法」という。2001年5月1日完全施行）は、食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の飼料や肥料等の原材料への再生利用等を促進するよう定めています。

(4) 建設リサイクル法【建築指導課、建設企画課】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下本章において「建設リサイクル法」という。2002年5月30日完全施行）に基づき、建築物等を解体等する場合には分別解体及び再資源化が義務付けられています。また、建設工事の発注者及び受注者には分別解体及び再資源化に係る届出・契約等の手続きが義務付けられています（2022年度の本県内の届出・通知件数は図 8-1-7 のとおり）。

図 8-1-7 県内の建設リサイクル法届出・通知実績（2022年度）



(資料) 建築局調べ

(5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下本章において「自動車リサイクル法」という。2005年2月1日完全施行）に基づき、使用済自動車に関する引取業又はフロン類回収業を行う

者については知事等への登録が、また、解体業及び破碎業を行う者については知事等の許可が必要です。2022年度末での登録・許可件数は表8-1-2のとおりです。

表 8-1-2 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

所管	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破碎業者	計
愛知県	457	245	175	18	895
名古屋市	315	86	25	8	434
豊橋市	73	34	16	10	133
岡崎市	78	29	10	4	121
一宮市	59	24	9	4	96
豊田市	67	24	8	3	102
計	1,049	442	243	47	1,781

(注) 2023年3月末現在、いずれも5年で更新が必要。

(資料) 環境局調べ

(6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下本章において「小型家電リサイクル法」という。2013年4月1日施行）は、金、銀などの貴金属やリチウム、コバルトなどのレアメタルを多く含む使用済小型家電の多くが、リサイクルされることなく、廃棄物として処分されているため、その再資源化を促進するため制定されたものです。

制度の概要は、一般家庭などで使用済となった携帯電話やデジタルカメラ等（制度の対象は28品目）を市町村や小売業者が分別収集し、国が適正なりサイクルを行うことができる者として認定した事業者（認定事業者）等に引き渡すことに努めるものです。

(7) プラスチック資源循環促進法【資源循環推進課】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下本章において「プラスチック資源循環促進法」という。2022年4月1日施行）は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の促進（3R+Renewable）を促進するため制定されました。

従来の各種リサイクル法が、製品に着目したものであることに対し、プラスチック資源循環促進法はプラスチックという素材自体に着目した法律となっています。

第2節 廃棄物・資源循環に関する施策

1 循環型社会の形成【資源循環推進課】

本県の資源循環の更なる加速化を図り、新たな価値を創出しながら世界をリードする循環ビジネスへと進展していくためには、これまでの

3Rを核とした取組に加え、採取した資源を有効に循環利用し、資源投入量、廃棄物発生量を限りなく小さくする「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への転換が必要です。

サーキュラーエコノミー型の循環ビジネスでは、製品の設計・生産・利用・リサイクルなどの企業活動の一連のつながりであるサプライチェーンだけでなく、この一連のつながりの中での価値の創出を重視する「バリューチェーン」全体で、製品やサービスの価値や資源を有効に循環利用する重要性について共通認識を持ち、取組を進めることが重要です。

日本のモノづくりをリードする本県では、企業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増してサーキュラーエコノミーへの転換に積極的に取り組むことが必要です。

こうした中、本県では2022年3月に「**あいちサーキュラーエコノミー推進プラン**」を策定し、サーキュラーエコノミーへの転換と3Rの高度化による循環ビジネスの進展を図っています。

(1) サークュラーエコノミー推進モデルの展開

ア サークュラーエコノミー推進モデルの創設

本県の産業特性や産業廃棄物の品目ごとの循環利用率などを勘案し、サーキュラーエコノミー型の循環ビジネスへの転換をけん引する役割を担うものとして、6つの推進モデルを創設し、取組を促進します(表8-2-1)。

イ プロジェクトチームの設立

2022年度には、プラスチックや太陽光パネル等、プランに掲げた6つの推進モデルの具体化に向け、事業者や有識者、行政で構成する7つのサーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設立しました(表8-2-2)。

PTでは参画事業者が連携し、チーム内での合意を図りながら、モデルの事業化検討を進めます。

(2) 循環ビジネスの振興支援

ア あいち資源循環推進センターの運営

循環型社会の形成を推進するための産・学・行政の連携・協働拠点として、2006年に設置した「あいち資源循環推進センター」(県庁西庁舎7階)では、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識や経験を持つ**循環ビジネス創出コーディネーター**を民間からの派遣により配置し、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導を行うなど様々な事業を展開しています。

また、県庁西庁舎1階には展示コーナーを設け「愛知環境賞」で表彰した事例などのPRを行っています。



県庁西庁舎1階の展示コーナー

イ 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度(循環型社会形成推進事業費補助金)等の運用

県では、2006年度から、産業廃棄物税を財源として、先導的で効果的なりサイクル事業の事業化に要する経費の一部を補助しています。

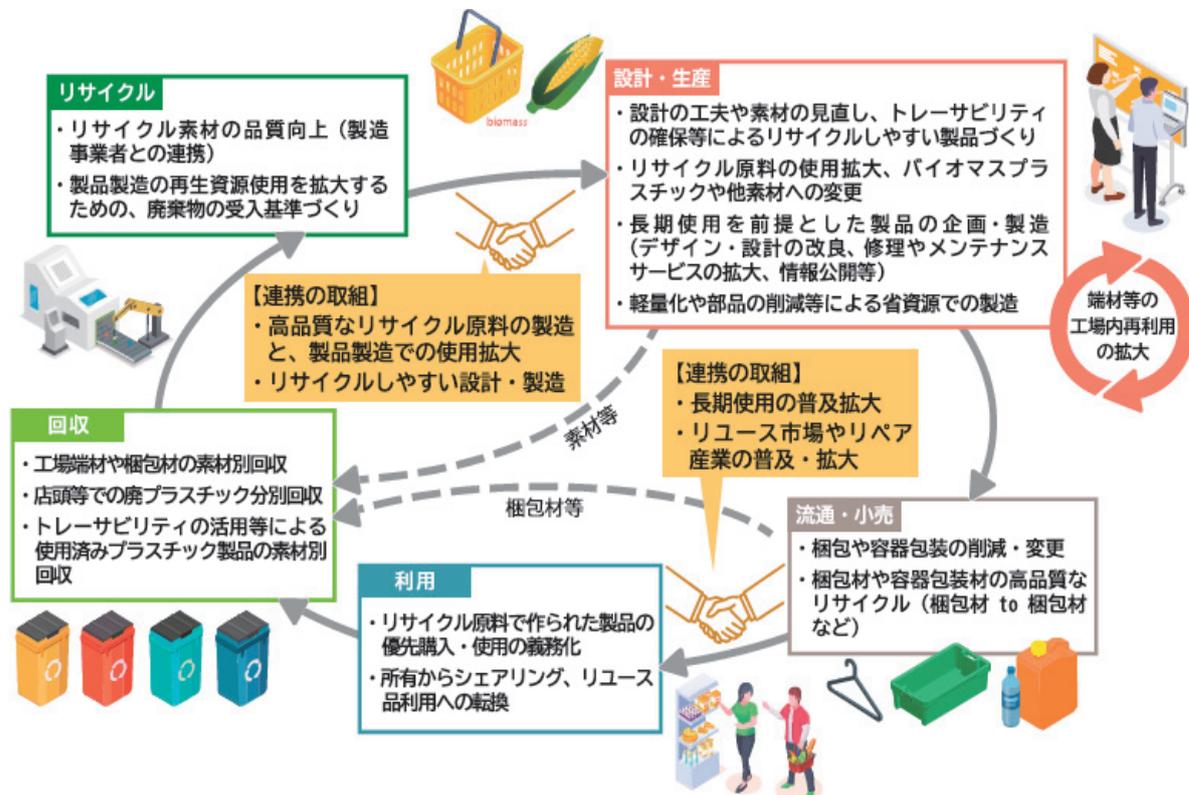
2023年度からは、サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームにより実施する事業について、補助率を上乗せしています(補助制度の内容は、表8-2-3のとおり)。

2022年度は、リサイクル関係設備整備事業に6件、プラスチック関係設備整備事業に3件、循環ビジネス事業化検討事業に6件の合計15件に対して補助を行いました(表8-2-4)。

表 8-2-1 6つの推進モデル

<p>■ プラスチック循環利用モデル</p> <p>廃プラスチックのマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの利用を高めつつ、プラスチックの価値を維持する技術や仕組みを構築</p>	<p>■ リペア・リビルドモデル</p> <p>長期利用される生産機器や工作機械、事業用空調設備、建築物などの長期使用に向けたリペアが行いやすい仕組みづくり、リビルド技術の普及を推進</p>
<p>■ 太陽光パネル循環利用モデル</p> <p>太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース製品としての活用や処理施設と連携した処理体制の構築、再生ガラスの循環利用に向けた用途開発を推進</p>	<p>■ 食品循環利用モデル</p> <p>バリューチェーン全体で食品リサイクルによる飼料化や肥料化の取組を進めるとともに、性質・性状に応じた適正や食品廃棄物の循環利用を推進</p>
<p>■ 繊維・衣類循環利用モデル</p> <p>県内の繊維産業による古くからのリユースやリサイクルの取組を活用し、繊維製品のライフサイクルを通じた循環利用を構築</p>	<p>■ 未利用木材循環利用モデル</p> <p>未利用木材のマテリアルからエネルギーまでの段階的な利用やプラスチックから木材への代替など木質バイオマスの利用を推進</p>

図 8-2-1 プラスチック循環利用モデルの具体化のイメージ



(資料) あいちサーキュラーエコノミー推進プラン（愛知県）第5章

表 8-2-2 サークュラーエコノミー推進PTの一覧 (2023年3月末時点)

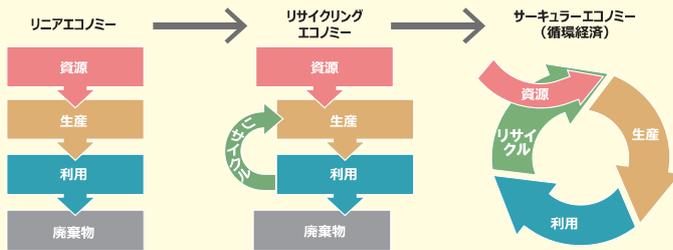
PT	推進モデル	目的・ねらい	参画事業者
PT①	プラスチック循環利用モデル	廃プラスチックのマテリアルリサイクルの拡大	愛知プラスチック工業(株)、(株)アルペン、いその(株)、永一産商(株)、永興物産(株)、川上産業(株)、三陽化学(株)、(株)ダイセキ、大和エネルギー(株)、中部電力(株)、(株)動力、トーエイ(株)、凸版印刷(株)、(有)原野化学工業所、(有)古谷商店、ホーユー(株)、三井屋工業(株) (17事業者)
PT②	プラスチック循環利用モデル	プラスチック代替となるバイオマスプラスチックの普及拡大	アサヒユウアス(株)、(株)おとうふ工房いしかわ、(株)小榎屋、(株)大洋プラスチック工業所、トルムスイニシエイト(株)、(株)ハーツ、(株)FabCafe Nagoya、三井化学(株)、蒲郡市 (9事業者)
PT③	太陽光パネル循環利用モデル	2040年頃の大量廃棄を見据えた太陽光パネルの循環利用	愛知海運(株)、(有)飯室商店、石塚硝子(株)、加山興業(株)、京セラ(株)、(株)シーエナジー、新英金属(株)、(株)ダイセキ環境ソリューション、中部電力(株)、トーエイ(株)、(株)浜田、リサイクルテック・ジャパン(株) (12事業者)
PT④	繊維・衣類循環利用モデル	資源回収されていない衣類の再資源化	(株)エス・エヌ・テー、(株)サンユニフォーム、(株)ダイセキ、高末(株)、豊島(株)、hap(株)、(株)BPLab、矢作建設工業(株)、蒲郡市 (9事業者)
PT⑤	リペア・リビルドモデル	リペア・リビルド技術の活用による設備・部品の長寿命化	加山興業(株)、(株)小榎屋、サハシ特殊鋼(株)、(株)ダイセキ、日本エンジン(株)、(株)ビジネスサポートOJT (6事業者)
PT⑥	食品循環利用モデル	廃食用油をバイオ燃料として活用するリサイクルシステムの確立	愛知海運(株)、MMP(株)、(株)シグマ商事、(株)ダイセキ環境ソリューション、中部エコバイオ(同)、ナガイホールディングス(株)、阪和興業(株)、(株)FabCafe Nagoya、蒲郡市 (9事業者)
PT⑦	未利用木材循環利用モデル	木質廃棄物や未利用森林資源を有効利用するビジネスの創出・拡大	愛知海運(株)、(株)エム・イー・ティー、サハシ特殊鋼(株)、(一社)食品リサイクル推進協議会、(株)ダイセキ、凸版印刷(株)、(株)富田組、フルハシEPO(株)、三井屋工業(株)、(株)豊和 (10事業者)

県では、「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」（2022年3月策定）に基づき、リニアエコノミー（直線型経済）からの脱却を図るため、2022年度から2031年度までの10年間を計画期間として、サーキュラーエコノミーへの転換による循環ビジネスの進展を図っています。

2022年度には、サーキュラーエコノミー推進モデルの展開に向け、事業者、有識者、行政が連携して事業化を目指す「サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム」（以下「PT」という。）を立ち上げました。

2023年1月31日には、プラスチックや太陽光パネル等7つのPTが設立合同会議を開催し、PTの目的や目指す方向性を共有しました。3月にはPTごとにそれぞれの分野での課題や取組内容について議論し、合意形成を図りながら、事業化に向けた検討を進めています。

なお、PTには、様々な業種から56事業者（延べ72事業者）が参画するとともに、オブザーバーとして三井住友信託銀行（株）、経済産業省中部経済産業局、環境省中部地方環境事務所が参画しており、今後は、参画事業者が保有する高度な技術やノウハウを共有し、オープンイノベーションにより、それぞれのPTで検討を重ね、5年を目処に事業化を目指します。



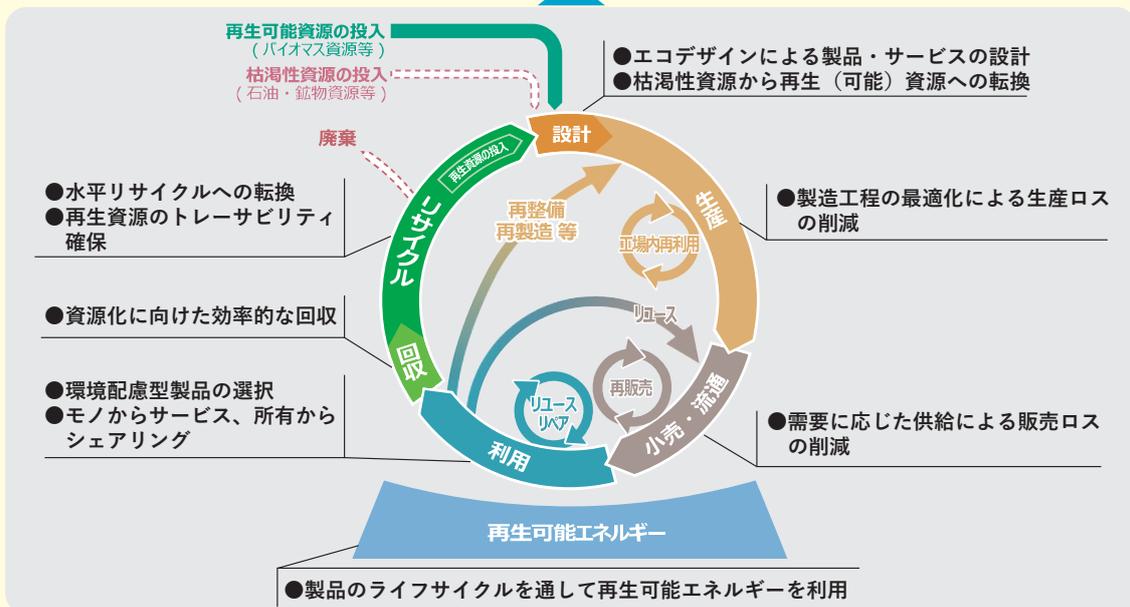
リニアエコノミーから
サーキュラーエコノミーへの転換



設立合同会議の様子

資源投入量の最小化

廃棄物発生量の最小化



【サーキュラーエコノミーによる循環型社会の形成のイメージ】

表 8-2-3 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度の内容

区 分	リサイクル関係設備整備事業	排出抑制関係設備整備事業
対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係設備（ただし、プラスチック関係設備を除く。）等の整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係設備（ただし、プラスチック関係設備を除く。）等の整備事業
対象経費	・工事費 ・設計費 ・設備費 （ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外）	
補助率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内 （サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業*の場合は、中小企業 2/3、大企業 1/2 以内）	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内 （サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業*の場合は、中小企業 2/3、大企業 1/2 以内）
限度額	5,000 万円	

区 分	プラスチック関係設備整備事業	循環ビジネス事業化検討事業
対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるプラスチック関係設備等の整備事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業 （フィージビリティ・スタディ）
対象経費	・設備費 ・設計費 ・工事費 （ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外）	・調査費 ・研修・指導費 ・調査委託費 ・研究開発費（サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業*のみ対象）
補助率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内 （サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業*の場合は、中小企業 2/3、大企業 1/2 以内）	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内 （サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業*の場合は、中小企業 2/3、大企業 1/2 以内）
限度額	5,000 万円	500 万円 （サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業*の場合は、300 万円上乗せ）

※ あいちサーキュラーエコノミー推進プランに基づき創設したサーキュラーエコノミー推進モデルの展開を図るため設立したプロジェクトチームの事業に該当するもの。

表 8-2-4 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助実績（2022 年度）

区分	事業主体	事業の名称
リサイクル関係施設整備事業	愛知海運(株)	使用済み太陽光パネルについて、愛知県初のローラー剥離方式を導入し、全処理工程を自動的に処理するリサイクル事業。太陽光パネルの埋立処分量の削減に貢献する。
	愛知ラインリック(株)	廃棄物由来の再生重油・廃油（高粘土のスカム）を混焼できるオリジナルボイラの導入による廃棄物処理事業。ボイラ燃料として購入していた重油の削減と廃油の処理が不要となる。
	アルメック(株)	AI画像認識システムを活用したロボティクス導入による非鉄選別事業。既存のラインの選別精度を更に向上させ、リサイクル率を向上する。
	(株)エイゼン	バイオマス系廃棄物（生木・枯草等）の破碎設備の導入による廃棄物処理事業。廃棄物の破碎後は、バイオマス発電材料や堆肥等として再利用を図る。
	加山興業(株)	大量廃棄の使用済み太陽光パネルの処理に対応したブラスト工法の自動処理設備の導入によるリサイクル事業。既存の手動処理設備と比べ処理量を3倍に増加できる。
	(株)ワイマーケット	クラフトビール醸造工程で発生する麦芽粕の脱水設備の導入による、飼料化事業。従来廃棄していた麦芽粕を有効利用するとともに、飼料で肥育された豚や牛を自社飲食店で提供する。
プラスチック関係設備整備事業	グリーンサイクル(株)	混合プラスチックの高純度選別プロセスを導入した設備による廃棄物削減・国内循環システム事業。プラスチックのリサイクル原料を高純度化することで、国内の樹脂コンパウンダーへの販売を可能とする。
	佐久間特殊鋼(株)	小型射出成形機の導入によりリサイクルCF(カーボンファイバー)から製品を製造する事業。多品種、小ロット部品のニーズに応えた製品を供給し、プラスチックのリサイクル材の利用を拡大する。
	(有)原野化学工業所	大型タンブラーの導入により多品目のプラスチックからペレット化を行い、成形メーカーへ供給する事業。従来マテリアルリサイクルに不向きであった、かさ比重の軽い粉碎物への対応が可能となる。
循環ビジネス事業化検討事業	(有)サンメンテナンス工機	従来使用後に埋立処理されていた産業機械の作動油のろ過フィルターについて、ろ紙部のみを交換することで繰り返し使用できる製品を開発する。
	(有)三洋サービス	使用済み紙おむつのリサイクルに向け、回収方法や収集運搬の最適化、高度なりサイクル設備の仕様について検討する。
	新英金属(株)	太陽光パネルを過熱水蒸気で分別する新たなリサイクル技術の実用化に向け、連続処理を可能とする方法を検討する。
	日本エンジン(株)	エンジンやバッテリーの再生(リビルド)事業の展開に向け、技術的問題点の検証や市場調査等を行う。
	(公財)Save Earth Foundation (株)小柵屋	コーヒー粕のリサイクルループに向け、コーヒー粕を品質保持しながら回収する手法やコーヒー粕から製造する高付加価値な飼料及び肥料のトレーサビリティを確保する仕組み等を検討する。
	(株)ハーツ (株)エルメティア	食品残さを餌として飼育したアメリカミズアブが作り出すたんぱく質の価値や事業性を検討する。

ウ 愛知環境賞の実施

県では、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」を2005年から実施しています。

「2023 愛知環境賞」では、応募のあった39件の事例に対して、先駆性・独創性、資源循環や環境負荷低減の効果、社会全体の環境行動促進に向けた啓発・波及効果やアピール度、行政施策との連携や協働可能性などの観点から、県及び有識者、マスコミ、産業界の方々が審査を

行い、金・銀・銅賞、中日新聞社賞、名古屋市長賞及び優秀賞を合わせて16件を表彰しました(表8-2-5)。

この賞は、実施済みの優良取組を表彰し広く社会に広めるとともに、計画段階にある取組についても表彰の対象としており、その実現のための支援を行うという特色も持っています。

また、この表彰を通じて、企業や団体の資源循環や環境負荷低減に対する取組の促進と意識啓発を図っています。

表 8-2-5 「2023 愛知環境賞」受賞者一覧 (2023年2月9日表彰)

賞の種類	受賞者	受賞名称
金賞	東海旅客鉄道(株)	新型ハイブリッドシステムを搭載した次世代特急車両「HC85系」の運行開始による環境負荷低減
銀賞	大島造園土木(株)	みどり豊かなまちづくりを実現する先駆的な緑化技術
	(株)ハーツ (株)エルメティア	昆虫養殖で次世代型資源循環ビジネス「食品廃棄物の選別処理コスト削減と高付加価値なタンパク質の製造」
銅賞	チームYMO(公益財団法人名古屋市みどりの協会、株式会社山田組、株式会社オオバ)	農業公園+都市公園を活用した持続可能な環境・農業・防災体験学習の実践
中日新聞社賞	リデザインプロジェクト実行委員会	地場産業の繊維資源循環が創る「誰一人取り残さない」リデザインプロジェクト=地域発エシカル
名古屋市長賞	(株)フレンドマイクローブ	高性能微生物を利用した油脂分解除去システムによる油脂由来の産業廃棄物削減
優秀賞	石川メリヤス(有) (株)渦 japan	繊維素材の有効活用と顧客満足を両立する持続可能なアップサイクルブランド「MOTTAiina(モッタイイナ)」
	石塚硝子(株)	卵殻廃棄物をカルシウム原料としてガラス製品に活用することによる循環型社会・脱炭素社会への貢献
	永興物産(株)	高品質マテリアルリサイクルペレットの製造によるプラスチック循環利用の推進
	(有)環境テクシス	多種多様な食品廃棄物を配合したエコフィードを用いた養豚及び高品質ブランド肉「雪乃醸」の販売による食品リサイクルの推進
	栄新薬(株)	多段旋回気流乾燥粉碎機を用いた規格外野菜等の高栄養食品化による食品ロス削減
	(株)ジェネックス (株)ブルーチップファーム	再生可能エネルギーの供給と6次産業を組み合わせた新しいソーラーシェアリングモデル
	豊田合成(株)	自動車部品の生産過程で発生する端材を活用したエコブランド「Re-S(リーズ)」の販売による産業廃棄物削減への貢献
	トヨタホーム(株)	大規模戸建分譲地「MIYOSHI MIRAITO(ミヨシミライト)」における森と人が生きる持続可能な街づくり
	名古屋港木材倉庫(株)	剪定枝葉等を燃料とする都市型バイオマス発電事業～焼却処分する廃棄物からクリーン電力へ～
豊栄工業(株)	電気泳動を主とした工業油浄化装置の開発による製造現場における環境負荷低減	



愛知環境賞表彰式の様子

(3) 人材育成・情報発信

ア あいち環境塾の開講

企業、大学、行政など各分野での持続可能な社会づくりのリーダーを育成するため、2008年度から「あいち環境塾（塾長：愛知県副知事）」を開講しています。

この塾は、講師陣に大学、研究機関、マスコミ等の分野で活躍する第一線の方々を迎え、講義、ディスカッション等を通して塾生が互いに切磋琢磨し、持続可能な社会の形成という目標を共有する仲間づくりができるクリエイティブな場を目指しています。

2022年度は6月から11月まで全13日間のカリキュラムを実施し、23名が卒塾しました。

また、卒塾生に、まちづくり、環境保全、環境教育などの地域課題を解決する持続可能な社会づくりのリーダーとして積極的に活動していただくため、2019年度から卒塾生の地域実践活動を支援する取組を実施しており、2022年度は、2件の卒塾生実践活動に取り組みました。

さらに、卒塾生有志の方や塾の運営に関わるチューター、スタッフが中心となって設立したNPO法人AKJ環境総合研究所では、持続可能な地域を形成することを目的にESDワークショップを開催するなど、卒塾生が活躍しています。

イ あいちの環境ビジネス発信事業の実施

大型展示会において、県内企業が開発した3R製品やサーキュラーエコノミー製品、省エネルギー等の優れた環境技術を紹介する場を提供することで、愛知の環境力の発信及び出展者の販路拡大を支援しています。

ウ あいち資源循環ナビの運用

あいち資源循環ナビは、2021年4月から運用を開始した、資源循環に関する情報発信・情報交換を目的としたサイトです。

このサイトでは、循環資源の提供事業者と再生・利用事業者のマッチングを支援する「循環資源事業者マッチングシステム」を運用するとともに、循環型社会形成推進事業費補助金や愛知環境賞の表彰事例を紹介しています。また、モノの始まりからリサイクルまで幅広く学習できるページを掲載しています。

(4) 多様な主体との連携

サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換に必要な施策や支援策について研究を進めるとともに、事業者の連携・交流を促進するため、サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会を開催しています。



サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会 （企業見学会）

2022年度は、サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換をテーマとしたビジネスセミナー、環境先進企業の見学会、環境ビジネスの事業化に関する個別相談会を開催し、多くの民間企業が参加しました。

2 愛知県廃棄物処理計画の推進【資源循環推進課】

県では、廃棄物の処理について、その減量化や資源化を推進するとともに、最終的に残った廃棄物の適正な処理を確保するため、**廃棄物処理法に基づき「愛知県廃棄物処理計画（2022～2026年度）」**を策定しています。

本計画は、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循

環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

3 一般廃棄物【資源循環推進課】

(1) 一般廃棄物の処理

市町村や一部事務組合が行うごみの適正処理、再資源化に対し、県は「愛知県廃棄物処理計画」、「愛知県分別収集促進計画」、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」等を策定し、指導・支援を行っています。

また、市町村や一部事務組合が一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設等）を整備する際には、国の交付金（循環型社会形成推進交付金等）の窓口として監督・指導を行っています。

さらに、市町村や一部事務組合等が設置している一般廃棄物処理施設に対しては、立入検査を実施し、適正な維持管理を指導しています。

(2) 空き缶等ごみ散乱防止対策

県は、空き缶等ごみの散乱防止の普及啓発を目的とした空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例に基づき、毎年5月30日から6月5日までを「ごみ散乱防止強調週間」と定め啓発活動を行っており、2022年度は、運転免許試験場来場者やトラック運転者に対する啓発資材の配布、県庁舎周辺の清掃活動を実施しました。

(3) 放置自動車対策

放置自動車の未然防止及び処理の迅速化を図るため、県では国等関係機関との連絡会議を設置しています。

なお、2021年度に市町村等が処理した放置自動車は643台でした。

(4) 一般廃棄物の減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の推進には、県民、事業者、行政等多くの関係者が連携して取り組む必要があります。県は、事業者団体、消費者団体、女性団体、労働団体、県内市町村等111団体（2023年3月末現在）で構成するごみゼロ社

会推進あいち県民会議と連携・協力しながらごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組んでいます。

県民会議では、「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」や研修会等を実施するとともに、①ごみ減量化対策、②ごみ再資源化対策、③不法投棄対策の三つの部会を設置し、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査・研究や普及啓発に取り組んでいます。特に発生抑制対策として県内全域でレジ袋削減運動を展開しており、2007年度からレジ袋削減に取り組む小売店を認定する「レジ袋削減取組店制度」を開始し、2023年3月末現在、県内で225店舗がレジ袋削減取組店に登録しています。

また、2020年1月には、「捨てない・減らそう・変（替）えよう」の3つの柱のもと、消費者、事業者、行政それぞれが取り組むべき事項を取りまとめた「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、県内全域でプラスチックごみゼロに向けた取組を推進しています。

(5) 食品ロスの削減

世界的な問題となっている、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」については、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、10月1日に施行されました。

本県では、事業者に対する廃棄物の適正処理と併せた食品ロス削減の指導や3010運動推進キャンペーン、食品ロス削減イベントなどの取組を行うとともに、2016年度に関係10課室により設置した「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」において、関係課室の取組状況等について情報共有を図っています。

また、食品ロスの実態を把握し、より効果的な削減対策を進めるため、家庭や事業者から排出される食品ロス量に関する調査を実施しました。さらに、動画やゲームを通して、食品ロスの問題について学び、普段の生活でできることを考え、実践につなげる環境学習プログラムを活用し、食品ロス削減の普及啓発に取り組んでいます。

こうした中、2022年2月には、「**愛知県食品ロス削減推進計画**」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進めていくこととしています。

その取組の一つとして、2022年11月に「**あいち食品ロス削減パートナーシップ制度**」を創設しました。(2023年3月末現在 13事業者)

クローズアップ

「食品ロス削減環境学習プログラム」が「消費者教育教材資料表彰2023」において消費者庁長官賞を受賞しました

県が2019年度に作成した「食品ロス削減環境学習プログラム」が、「消費者教育教材資料表彰2023」（主催：（公財）消費者教育支援センター）において、消費者庁長官賞を受賞し、2023年6月に表彰式がありました。また、同年8月には河野太郎内閣府特命担当大臣と受賞団体との懇談が行われました。

本表彰は、学校における消費者教育の充実・発展に寄与することを目的に、全国の企業・業界団体、行政、消費者団体等から教材を募集し、教育現場で役立つ優秀な教材を表彰するものです。

今回受賞した「食品ロス削減環境学習プログラム」は、動画やゲームを通じて子どもやその家族の食品ロス削減意識の醸成を図るもので、小学校の授業等で活用しやすいよう、導入（動画）、体験（クイズすごろく）、振り返り（解説動画、ワークシート）から構成されています。また、小学校の授業時間に合わせて、所要時間を45分程度にするとともに、指導者がプログラムを進めやすいよう、プログラムの流れ、指導のポイント、補足資料等が記載された指導者用マニュアルも作成しています。

愛知県食品ロス削減Webサイト（<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/foodloss/learning-program.html>）から動画の視聴やクイズすごろく等のダウンロードができるほか、動画が収録されたDVD、クイズすごろく等を貸し出していますので、小学校の授業や学習施設の講座、市町村やNPOのイベント等で、是非御活用ください。

食品ロス削減環境学習プログラム 『学ぼう！へらそう！「食品ロス」』

身近で起こる
「食品ロス」に気づく

- 動画
ミニストーリー「もったいない…？」

ゲームを通して
食品ロス削減を体験する

- めざせ！食品ロスゼロ！！
クイズすごろく

解説動画で理解を深め、
行動につなげる

- 動画
のん子ちゃんと学ぶ
「食品ロス」のおはなし～解説編～



表彰式



河野大臣との懇談



賞状

クローズアップ 「あいち食品ロス削減パートナーシップ制度」を創設しました

県では、食品ロスの更なる削減を図るため、2022年2月に「愛知県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政が連携して取組を進めています。その取組の一つとして、2022年11月に「あいち食品ロス削減パートナーシップ制度」を創設しました。

本制度は、食品ロス削減に取り組む企業・団体等を「あいち食品ロス削減パートナー」として登録することにより、企業・団体等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、その取組を広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図ることを目的としています。

登録事業者は、登録証の交付や自社の食品ロス削減の取組へのロゴマークの活用などのほか、県のイベントやWebページ等で紹介されることによるイメージや知名度向上が期待できます。

県では、常時登録企業・団体等を募集しています。

登録方法は、県Webページ (<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/foodloss/business/partnership.html>) を御覧ください。

<登録項目>

パートナーとして登録できる取組項目は下記のとおりです。

取組項目	取組例
規格外品の活用	○安価での販売 ○加工品等への活用 等
食べきり・完売の促進	○食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与 ○容器の提供など持ち帰り希望への対応(※) ○ばら売り、量り売り、少量パックによる販売 等
啓発	○ポスターの掲示や「3010 運動」等の呼びかけ ○賞味期限・消費期限表示に関する啓発 ○食材使い切りレシピや残り物アレンジレシピの紹介 等
未利用食品等の提供	○フードドライブの実施 ○フードバンク活動 ○災害用備蓄食品の有効活用 等
その他	○需要予測の高度化 ○製造方法や容器包装の工夫等による賞味期限の延長 ○納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化等の商習慣の見直し ○食材の仕入れ又は使い切りの工夫 ○食品廃棄物のリサイクル(堆肥化など) ○その他食品ロスの削減につながる取組

※食品衛生法その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守するとともに、持ち帰り希望者には食中毒等のリスクや取扱方法など衛生上の注意事項を十分に説明し、食中毒等が発生した場合は持ち帰り希望者の自己責任となる旨を伝えること。

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度登録事業者

(2023年3月末現在)

小 売 業：トヨタ生活協同組合、アルビス(株)、生活協同組合コープあいち、
(株) トップワン、かりや愛知中央生活協同組合

製 造 業：(株) グルメストーリー、名城食品(株)

製造小売業：(株) お亀堂

卸 売 業：(株) 折兼

飲 食 業：カーサクッチーナ、(株) 皓介

フードバンク：特例認定特定非営利活動法人フードバンク愛知

農 業：トヨタファーム

計 13 事業者



あいち食品ロス削減
パートナー

（6）海洋ごみ対策の推進

海岸には日々、流木や生活ごみなどが漂着し、良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。また、沿岸海域を漂流するごみについては、漁業への障害や生物への影響などが指摘されており、特に海洋プラスチックごみについては、誤食や絡みつき等により、命を落とす生物もいます。さらに微細なマイクロプラスチックについては、表面に吸着等した有害物質が食物連鎖を通じて濃縮し、最終的には人体に取り込まれる可能性があり、人の健康への影響が懸念されています。

海岸に漂着したり、海を漂流したり、海底に沈んでいるごみは海洋ごみ(海ごみ)と呼ばれ、その対策は世界的な課題とされています。

県では、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律に基づき、民間団体、関係行政機関及び学識者で構成する「**愛知県海岸漂着物対策推進協議会**」を設置し、豊橋市、西尾市、蒲郡市、田原市、常滑市、知多市、南知多町及び美浜町内の19海岸を重点区域とする「**愛知県海岸漂着物対策推進地域計画**」を2011年に策定しています。

その後、近年の海洋プラスチックごみに関する国際的な関心の高まり等に加え、重点区域の追加設定に係る関係市からの要望を踏まえて、2023年3月にこの計画を改定し、効果的な海岸漂着物対策を推進しています。

また、国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)を活用し、市町村の海岸漂着物等の回収・処理等に対する財政支援を行っており2022年度は、流木やプラスチックごみなど348.4トンの海岸漂着物等の回収を行いました。

さらに、海洋ごみの問題を理解してもらい、県民一人ひとりの海ごみ削減に向けた行動につなげるため、啓発動画「**知ってる? あいちのうみのコト~カッパの清吉と学ぶ『海ごみ』問題~**」を作成し、2019年3月からインターネット

配信を開始するとともに、中学校の環境学習において動画の活用を行っています。



環境学習の様子



カモメのモンと
カッパの清吉

このほか、小学校中学年以上を対象に海洋ごみへの関心を高めるため2016年度に環境学習プログラム「**カッパの清吉と海ごみのルーツを探ろう!**」を作成するなど、海洋ごみ発生抑制普及啓発資材を用意し、海洋ごみ問題の普及啓発活動の促進を図っています。

これら海洋ごみに関する情報や各種環境学習プログラムについては、海岸漂着物環境学習サイト「**あいちのうみのコト**」(<https://kankyo.joho.pref.aichi.jp/kaigan/>)から入手することができます。

さらに、2020年度からは、漂着ごみの組成や存在量を把握するため、伊勢湾、三河湾及び遠州灘に面する海岸(各1地点)で調査を実施しているほか、海岸漂着物の広域的な対策として、伊勢湾及びその流域圏を構成する愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市が連携して取り組むため、2012年4月に「**海岸漂着物対策検討会**」を設置し、連携して普及啓発活動などを行っています。



組成調査の様子

（7）災害廃棄物対策の推進

本地域では、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70~80%と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況です。また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といったリスクも高まっ

ています。大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物の発生により、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながりかねない事態に陥ることが予想されるため、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行い、生活及び産業活動の早期復旧・復興を果たし、復興の要となることが求められます。

これらを踏まえ、災害発生後に早期の復旧・復興を果たせるよう、災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「**愛知県災害廃棄物処理計画**」を2016年10月に策定しました。

その後、昨今の集中豪雨等の状況を踏まえ、地震・津波以外の災害廃棄物対応の知見が蓄積されたことなどから、2022年1月にこの計画を改定し、国、市町村、民間事業者等との連携体制を強化し、実効性のある処理体制の構築を進めています。

また、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定する必要があることから、2022年度には**市町村等の職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会**を3回開催しました。

さらに、県、市町村・一部事務組合、環境省中部地方環境事務所及び民間事業者団体（愛知県衛生事業協同組合、(一社)愛知県産業資源循環協会、(一社)愛知県環境測定分析協会等）の参加のもと、豪雨災害時の災害廃棄物処理に係る様々な課題への対応をロールプレイング形式で実践する**図上演習**を2回実施しました。



図上演習の様子

一方、広域的な取組としては、大規模災害時に備え、中部9県、政令市、環境省中部地方環境事務所等で構成する**大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会**が策定した**災害廃棄物中部ブロック広域連携計画**に基づき、被災地域で発生する大量の災害廃棄物を迅速に処理するため中部圏広域で相互支援を行うこととしています。

4 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の処理【資源循環推進課】

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。産業廃棄物の処理は事業者が自ら行うほか、廃棄物処理法に基づき知事等から産業廃棄物処理業の許可を受けた者にその処理を委託することとされています。県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように、**廃棄物処理法**に基づき、施設、申請者の能力及び経理的基礎等の面から審査を行い、現地の調査も行った上で、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

(2) 産業廃棄物の減量化及び資源化【資源循環推進課】

産業廃棄物の減量化及び資源化を進めるため、県は、排出事業者や処理業者を対象とした説明会を開催するなど、啓発に努めています。

また、産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上）の事業所を設置する事業者（多量排出事業者）に対し、廃棄物処理法で提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画の作成に関する指導や公表を行うなど、事業者の産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用等の取組を促進しています。

(3) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導・監督【資源循環推進課】

ア 監視体制の強化

産業廃棄物の量の増大や質の多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

このため、県は、各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員（警察官OB）を配置するなど、指導・監視体制の強化を図っています。

また、産業廃棄物の適正処理の指導・監視に当たっては、事案が各種の法令や多くの行政分野にまたがるケースが多いことから、県は**あいち産業廃棄物適正処理推進会議**を設置し、会議を構成する警察、市町村等の関係部局や排出事

業者、処理業者などと連携して対策を進めています。さらに、本庁に**愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を、各県民事務所等に**地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を設置し、関係機関との連携を図りながら不適正処理の未然防止に努めています。

なお、不法投棄の防止等に当たっては、地域での情報収集が第一であることから、**地域環境保全委員制度**を活用するほか、(一社)愛知県産業資源循環協会、(一社)愛知県建設業協会、日本郵便(株)及び佐川急便(株)等に情報提供の協力をいただいています。

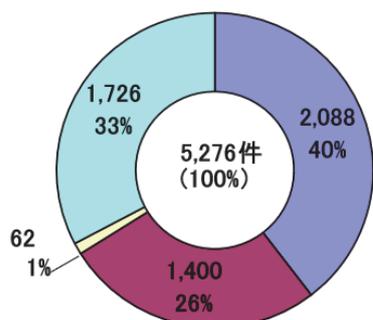
また、不法投棄専用ファクシミリ(052-953-7776)や電子メール(junkan@pref.aichi.lg.jp)により情報の収集に努めるとともに、休日、夜間の監視業務を民間の警備会社に委託し、不法投棄などの未然防止や早期発見を図っています。

2017年度からは、県民が無許可での廃棄物処理や不適正処理に関する通報等をしやすい環境を整備し、情報の「見える化」を図るため、廃棄物処理業者に関する許可情報をWebの地図上に掲載しています(<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/gyousya/index.html>)。

イ 立入検査・指導

2022年度、県は、処理業者や処理施設を設置する事業場への立入検査を延べ5,276件実施しました(図8-2-2)。このうち、240件の不適正な事例については改善勧告などにより適正処理に向けた指導を行いました。また、欠格要件等の取消事由に該当した処理業者に対する許可の取消しを8件行いました(表8-2-6)

図8-2-2 産業廃棄物処理業者等への立入件数(2022年度)



■ 産業廃棄物処理業者(2023年3月末現在)

- 【対象】・産業廃棄物収集・運搬 9,440件
- ・産業廃棄物処分 522件
- ・特別管理産業廃棄物収集・運搬 872件
- ・特別管理産業廃棄物処分 26件

■ 産業廃棄物処理施設(2023年3月末現在)

- 【対象】 許可施設数 573件

■ 特別管理産業廃棄物を排出するおそれのある事業場

■ その他

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く。
(資料) 環境局調べ

表8-2-6 行政指導及び行政処分件数

区分		年度		
		2020	2021	2022
行政指導	改善勧告	10	13	19
	指導票等の交付	205	208	221
	小計	215	221	240
行政処分	業・施設の許可取消	11	8	8
	措置命令	0	0	0
	業・施設の停止命令	0	1	0
	改善命令	0	0	0
	小計	11	9	8

また、6月と11月を「**産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間**」と定め、中間処理業者、最終処分業者及び排出事業者に対して、一斉立入検査を行い、マニフェストの適正な使用や帳簿の適正な管理などを重点的に検査するとともに、不法投棄や野焼きなどを行っている者に対しては、適正処理するための指導を行いました。

さらに、2016年1月に発覚した食品廃棄物の不適正処理事案を受け、その再発防止対策として作成した県独自の立入検査マニュアルや、立入検査業務を支援するためのタブレット端末を活用し、立入検査の強化及び効率化を図るとと

もに、関係機関と連携した立入検査を実施するなど、監視体制の充実・強化を図っています。



タブレット端末を活用した立入検査の様子

ウ 条例・要綱に基づく施策

産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、**廃棄物処理法**による規制に加え、県は、**廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**に基づき、産業廃棄物を処理業者に委託する排出事業者に対する委託前及び委託中での処理状況の現地確認、焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者に対する住民説明会の開催、県外から産業廃棄物を搬入しようとする者への事前の届出、建設廃棄物等を屋外で保管しようとする者への保管場所の届出等、種々な義務を課しています。

また、**愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱**に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基準を遵守させるなど、排出事業者等への指導を行っています。

エ 排出事業者責任

廃棄物を排出する事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが**廃棄物処理法**及び**廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**で義務付けられています。

処理を処理業者に委託する場合であっても、排出事業者は、再資源化や最終処分までの一連の処理が適正に行われるために処理業者の選定、委託契約、実地による確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用等を適切に行う必要があります。

そのため、県では2017年度に、排出事業者が廃棄物を処理する際のポイントについてわかりやすく解説した「**排出事業者向け手引き**」を作成しました。また、2023年1月から3月にかけて、産業廃棄物適正処理推進セミナーをオンデマンド配信し、排出事業者責任の徹底を促すとともに、現地確認のポイントについて説明しました。

今後もセミナー等の取組を通じて、排出事業者責任の周知に取り組んでいきます。

なお、「排出事業者向け手引き」については、Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/shokuhinhaikibutsu.pdf>) からダウンロードできます。

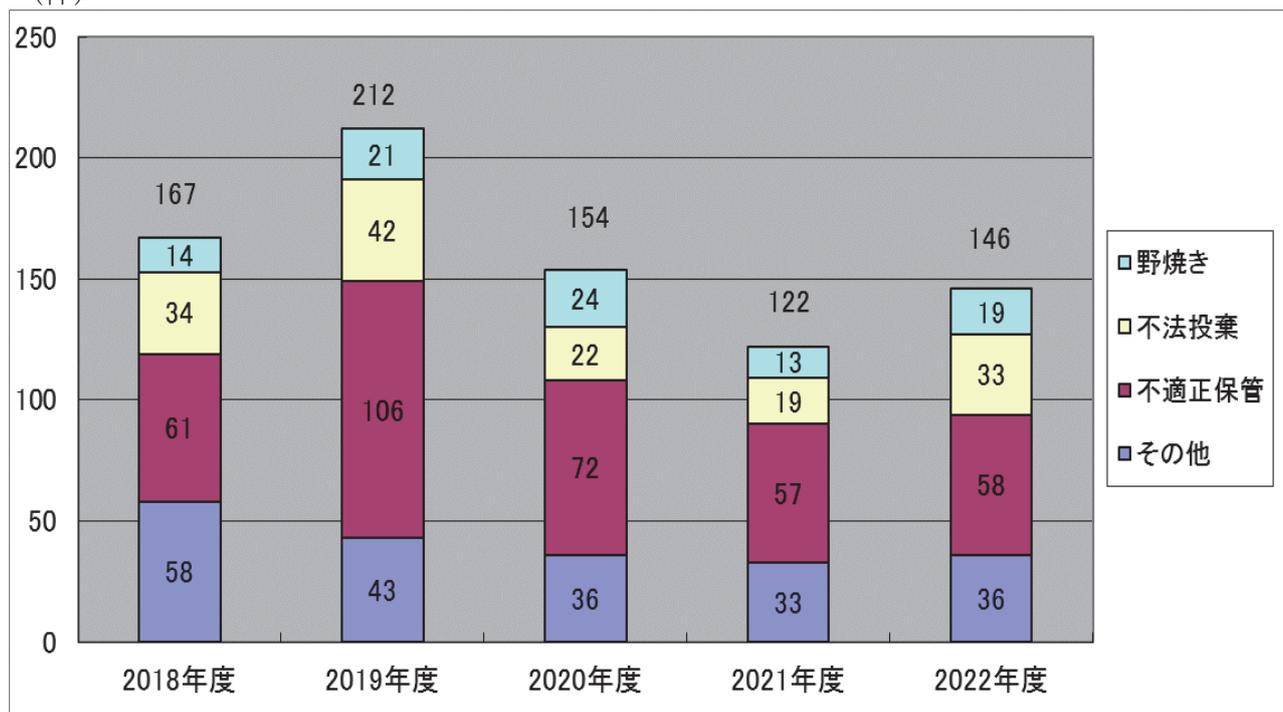


排出事業者向け手引き

オ 産業廃棄物に係る苦情件数

2022年度に県に寄せられた苦情件数は146件で、その内訳は、野焼きが19件、不法投棄が33件、不適正保管が58件、施設の維持管理不良等のその他が36件でした（図8-2-3）。

図 8-2-3 産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く(2020年度以前)、
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く(2021年度以降)
(資料) 環境局調べ

(4) 産業廃棄物処理業者の優良化の促進【資源循環推進課】

2010年の廃棄物処理法の改正により、「優良産廃処理業者認定制度」が新設され、2023年3月末現在で304事業者(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く)が認定を受けています。

これは、遵法性や事業の透明性、また、財務体質の健全性など、一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事が認定する制度です。なお、優良認定を受けた業者は、許可証に優良マークが付与され、許可の有効期間が5年から7年になる等のメリットを受けることができます。

県は、本制度の普及のため、処理を委託する排出業者に対する説明会の開催や、認定業者の県Webページへの掲載を行っています。

(5) マニフェスト制度の推進【資源循環推進課】

マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理・最終処分を処理業者に委託する場合、排出事業者が処理

業者に対して伝票(マニフェスト)を交付し、委託した内容どおりに処理が適正に行われたことを確認するための制度です。

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの2種類がありますが、電子マニフェストは、オンライン上で運用できるように情報が全て電子化されており、処理の過程のデータの透明性が高く記録の改ざんが難しいことから、その普及により更なる不適正処理の防止につながることを期待されます。なお、2020年度からは、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者には、電子マニフェストの使用が義務付けられています。

県は、電子マニフェストの使用について指導を行うとともに、マニフェストの交付量が多い事業者で構成される業界団体に対して啓発を行うことで、電子マニフェストの導入促進を図っています。

2023年3月末の本県における電子マニフェストシステムの加入事業者数は22,855事業所で、これは、全国の約7%を占めています。

(6) 産業廃棄物税の活用【資源循環推進課、税務課】

県は、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課すことにより排出事業者等が排出又は埋立処分を抑制するよう誘導するとともに、得られる税収を3Rの促進、最終処分場の設置促進等に活用するため、**愛知県産業廃棄物税条例**を2006年4月1日から施行しています。

条例では、施行後5年を目途に検討することとなっており、2020年度には、**愛知県産業廃棄物税検討会議**において、税の導入による効果を検証し今後のあり方を検討しました。その結果、現行の税制度の存続に一定の理解が得られていること、税の目的に合致した特色ある充当事業が適切に実施されていること、産業廃棄物税が再生利用量の増加や最終処分量の減少に一定の効果をあげていることが認められました。よって今後とも、より一層産業廃棄物の排出を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の減少を押し進める必要があることから、現行税制度は枠組みを変えることなく、引き続き施行していくことが適当と判断されたところ です。

ア 産業廃棄物税の概要

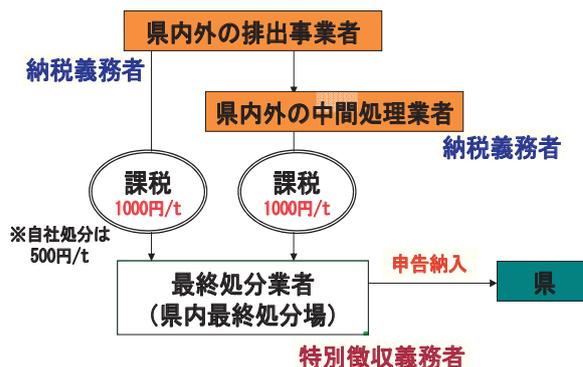
納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

です。

納税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物1トンにつき1,000円（自らの産業廃棄物を自社の最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円）です。

納税方法は、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入する「特別徴収方式」です（図8-2-4）。

図8-2-4 産業廃棄物税のしくみ



イ 産業廃棄物税の使途

産業廃棄物に関する諸課題の解決のため、県は、税収から徴税費を控除した額を産業廃棄物適正処理基金に積み立て、2022年度は3Rの促進、最終処分場の設置の促進、産業廃棄物の適正処理の促進などの事業に、約3億8千万円を充てています（表8-2-7）。

表 8-2-7 産業廃棄物税を活用して 2022 年度に実施した事業

事業（充当額）	内容
3Rの促進（産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進） （約2億9千万円）	<ul style="list-style-type: none"> 企業が取り組む先導的・効果的な循環ビジネスの事業化を促進するための補助の実施 「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施 サーキュラーエコノミーへの転換を促進する「サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会」の開催 資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施 資源循環に関する様々な情報をインターネット上で提供する「あいち資源循環ナビ（資源循環情報システム）」の運営 企業・団体・行政など、各分野で活躍する持続可能な社会づくりの環境リーダーを育成する「あいち環境塾」の開催 あいちサーキュラーエコノミー推進プランに掲げた6つのサーキュラーエコノミー推進モデルを具体化するプロジェクトチームの設立及び運営
最終処分場の設置の促進 （約22万円）	<ul style="list-style-type: none"> 広域最終処分場の円滑な推進を図るための連絡・調整
産業廃棄物の適正処理の促進 （約9千万円）	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄、不適正処理を未然防止するための監視パトロール及び立入検査の実施 産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の開催 廃棄物処理法に規定する県内の政令市5市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助の実施 再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査
合計（約3億8千万円）	—

5 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物【資源循環推進課】

（1）PCB 廃棄物の処理の経緯

PCB は、電気絶縁性が高く、不燃性で化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使用されてきました。しかし、1968年にPCBが米ぬか油に混入したことにより健康被害が発生したカネミ油症事件を契機に、その生体内への残留性や皮膚障害などの慢性毒性が明らかとなり、1972年以降は製造が中止されました。

既に製造されたPCBの廃棄については、処理施設の設置に住民の理解が得られないなど処理体制の整備が停滞し、使用していた事業者が保管せざるを得ない状況が続いており、PCB廃棄物の保管が長期化することで、紛失や漏えいによる環境汚染が懸念されました。このため、2001年6月に、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適**

正な処理の推進に関する特別措置法（以下本節において「PCB特別措置法」という。）が制定され、同年7月に施行されました。

この法律では、PCB廃棄物の2016年7月までの処理を義務付けるとともに、国が2003年4月に策定した「**ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画**」（以下本節において「PCB廃棄物処理基本計画」という。）に基づき、高濃度PCB廃棄物については、国が全額出資する中間貯蔵・環境安全事業（株）（以下本節において「JESCO」という。）が全国5か所（北九州市、豊田市、東京都、大阪市、北海道室蘭市）に設置する拠点的広域処理施設において処理を行うこととされました。また、2009年には、廃棄物処理法において、無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物が追加され、当該制度により低濃度PCB廃棄物の処理が開始されました。

その後、当初予定していた時期までのPCB廃棄物の処理完了が困難となったことから、2012

年12月にPCB特別措置法施行令が改正され、PCB廃棄物の処理期限が2027年3月に改められています。

(2) PCB 廃棄物の処理状況

PCB 廃棄物を保管している事業者（以下本節において「保管事業者」という。）は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、PCB 廃棄物を処分するまでの間、適正に保管しなければなりません。また、保管事業者及びPCB使用製品を所有している事業者（以下本節において「所有事業者」という。）は、毎年度、保管及び処分の状況を届出する必要があります。2022年度は、県内の1,166事業所から届出がありました。

PCB 廃棄物の処理は、東海地区では、JESCO 豊田PCB処理事業所において2005年9月から開始され、高濃度PCB廃棄物のうち、大型変圧器・コンデンサー等の処理が進められています（表8-2-8）。また、安定器及び汚染物等は、2015年8月からJESCO北九州PCB処理事業所で処分が行われています。これにより、本県で発生した高濃度PCB廃棄物は、2023年3月末までに、豊田PCB処理事業所において変圧器794台及びコンデンサー32,812台が、北九州PCB処理事業所において安定器等1,275,004kgが処理されています。

表 8-2-8 中間貯蔵・環境安全事業（株）豊田 PCB 処理事業所の概要

項目	内容
所在地	豊田市細谷町三丁目1番地1
処理対象	大型変圧器・コンデンサー等
処理方式	脱塩素化分解法
処理能力	1.6トン/日（PCB分解量）
処理開始	2005年9月1日

（資料）中間貯蔵・環境安全事業(株)資料から環境局作成



（写真提供：中間貯蔵・環境安全事業（株））

JESCOのPCB処理事業所は、それぞれ立地自治体との約束を踏まえて設定された計画的処理完了期限（保管事業者がJESCOに処分委託を行う期限）が定められています。豊田PCB処理事業所は2023年3月、北九州PCB処理事業所は2022年3月となっています。しかし、掘り起こし調査の結果、新たに高濃度PCB廃棄物等の存在が判明したことや、全国的な処理の進捗状況等を踏まえ、国は、立地自治体との調整を経て、2022年5月にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、豊田PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所については、2023年度末まで処理を継続するとともに、北九州事業地域で新たに発見された高濃度PCB廃棄物の一部を豊田PCB処理事業所で処理することとなりました。

こうした状況を踏まえ、県では、高濃度PCB廃棄物の処分を行っていない保管事業者等に対し、確実かつ速やかにJESCOに処分委託するよう指導を行っています。

なお、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物処理に比べ相当高額となることから、国、都道府県及び産業界からの出でんによって造成されたPCB廃棄物処理基金及び国庫補助により、高濃度PCB廃棄物の処理費用の一部が助成されています。

(3) PCB 廃棄物処理計画の推進

県は、PCB特別措置法及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、2004年12月に「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下本節において「PCB処理計画」という。）を策定し

（2023年3月改訂）、県内におけるPCB廃棄物について適正な保管及び処理の計画的な推進を図っています。この計画では、基本的方針として次の3つを定めています。

- ① 今後処理が見込まれる全てのPCB廃棄物

及びPCB使用製品の把握に努め、早期に安全かつ適正な処理を進めること

② 県及び名古屋市等（PCB特別措置法の政令市）、国、保管事業者、所有事業者、PCB廃棄物処理施設を設置する者、収集運搬業者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的に処理の推進を図ること

③ 早期処理のため、周知・啓発の実施や保管状況等の把握など、計画の進行管理を実施していくこと

この計画に基づき、県は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図るため、保管事業者、所有事業者、収集運搬事業者、処分業者に対して次のとおり監視、指導を徹底しています。

【保管事業者及び所有事業者】

紛失及び不適正処理の未然防止に向けて立入検査を行うとともに、期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進しています。また、工場の解体時などにPCB廃棄物が他の廃棄物と混在し、誤つ

て処分されないよう、**建設リサイクル法**の届出時や、講習会等の機会を通してPCB廃棄物の事前点検、適正保管の周知啓発に努めています。

【収集運搬業者】

収集運搬業者には「**PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン**」等の遵守を徹底するとともに、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導しています。

【処分業者】

受入基準及び受入計画の策定を指導しています。

6 リサイクル・未利用資源の利活用

（1）容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、「**愛知県分別収集促進計画（第10期）**」（表8-2-9）に基づき、県内市町村の分別収集状況の把握や市町村に対する情報提供及び技術的支援等を行うとともに、県民には、詰め替え可能な商品の購入（グリーン購入）や市町村が行う分別収集への協力を、事業者には、リサイクルが容易な製品作りや簡易包装等と呼びかけることにより、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進を図っています。

表 8-2-9 愛知県分別収集促進計画（第10期）

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
		収集見込量(t)	市町村数								
ガラスびん	無色	16,706	54	16,628	54	16,561	54	16,504	54	16,449	54
	茶色	11,653	54	11,608	54	11,572	54	11,530	54	11,499	54
	その他	8,156	54	8,152	54	8,144	54	8,145	54	8,146	54
その他の紙製容器包装		9,948	43	10,407	43	10,871	43	11,333	43	11,790	43
ペットボトル		18,468	54	18,473	54	18,502	54	18,509	54	18,531	54
その他のプラスチック製容器包装		58,349	53	58,780	53	59,209	53	59,646	53	60,117	53
スチール缶		6,761	54	6,698	54	6,633	54	6,574	54	6,517	54
アルミ缶		4,820	54	4,812	54	4,792	54	4,784	54	4,776	54
段ボール		26,590	54	26,487	54	26,412	54	26,329	54	26,270	54
紙パック		1,115	54	1,112	54	1,120	54	1,117	54	1,123	54
計		162,566	—	163,155	—	163,815	—	164,472	—	165,218	—

（2）家電リサイクル法【資源循環推進課】

不法投棄された廃家電は市町村が回収しリサイクルを行っていますが、その負担は大きなも

のとなっています。そこで、県は、市町村と連携・協力して不法投棄防止の広報活動とそのパトロール等を行っています。

（3）食品リサイクル法【食育消費流通課】

県は、食べ物の無駄はもとより、調理するときのエネルギーや、野菜くずなどによる自然環境への影響にも意識を払い、環境に優しい食生活を実践するため、食育のWebサイトである「食育ネットあいち」で、「無駄な買い物をしない」、「食材を最後まで使い切る」などの家庭でできる食品ロス削減術などを紹介しています。

（4）建設リサイクル法など【建築指導課、建設企画課】

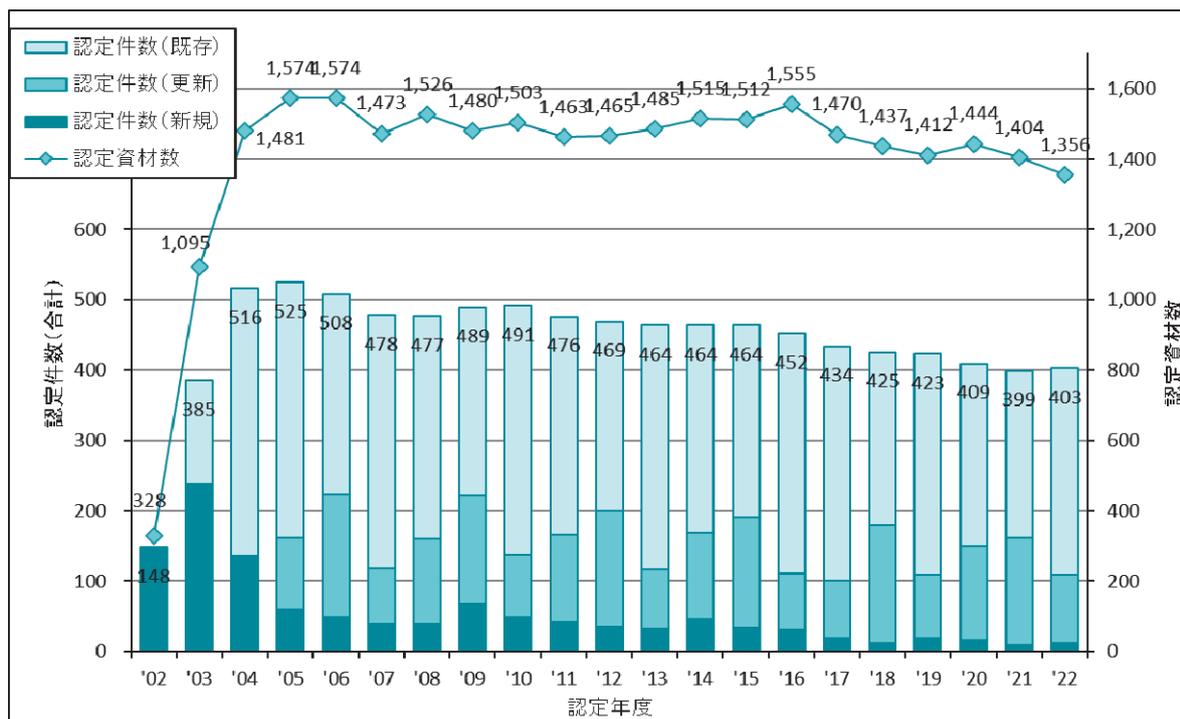
県は、建設リサイクル法に基づく建築物の分別解体計画の届出等の審査業務のほか、建設副産物の適正な処理を啓発するため、県内一斉パトロールを始め日常的にパトロールを行っています。

また、県の公共工事で率先してリサイクル資材を利用することによりその普及を促進するため、県は、評価基準に適合する建設資材の認定、公表を行う「あいくる（愛知県リサイクル資材評価制度）」を設けています。

2023年3月末現在で29品目に関して評価基準を設けており、認定件数は21品目403件1,356資材です（図8-2-5）。

2022年度の県発注工事において使用された主なあいくる材は、アスファルト混合物、路盤材、プレキャストコンクリート製品等であり、合計約39万9千トンの再生資源が原料として使われました。このように、廃棄物を再利用することにより、最終処分量が減少し、最終処分場の延命化に寄与しています。

図8-2-5 愛知県リサイクル資材評価制度による認定件数と認定資材数の推移



（資料）建設局調べ

（5）自動車リサイクル法【資源循環推進課】

県は、自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者などの関連事業者に対し、使用済自動車のリサイクル、適正処理の指導を行っています。

また、2019年10月に愛知県警と自動車解体業に関する情報を相互に共有する覚書を締結し、自動車の解体における適切な環境保全措置を促すため、合同で立入検査を実施しています。

(6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

県は、小型家電の回収を促進するため、市町村へそれぞれの実情に合った効率的な回収方法などの情報提供に努めるとともに、県民に対し小型家電リサイクル法の制度の周知を図っています。

また、環境省では、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、2017年4月から2019年3月まで実施した、小型家電由来の貴金属を用いて東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会の入賞メダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を推進しました。本県は、県内全市町村とともに本プロジェクトに協力し、小型家電の回収率の向上を図りました。環境省では、その後も引き続き、「アフターメダルプロジェクト」として、小型家電の回収率向上に向けた取組が行われています。

(7) 再生資源活用審査制度【資源循環推進課】

県は、2008年4月に策定した「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や製造過程で生じる副産物から製造された再生品等が市場に流通する前に、その環境安全性を審査する「再生資源活用審査制度」を運用し、産業廃棄物が不適正処理されることの防止を図っています。

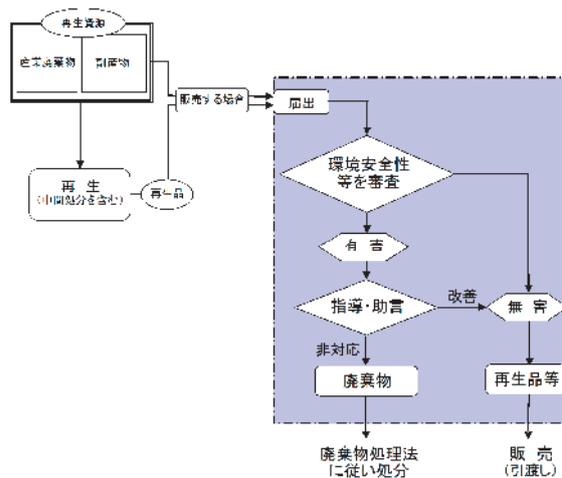
この制度では、事業者が産業廃棄物等を再生し得られた製品を販売しようとする場合には、事前に県へ届出することとしており、県は、書面審査や事業所の現地調査、再生品等の分析検査を行っています(図8-2-6)。

この制度により、2023年3月までに734件の届出が行われ、県は、その環境安全性を確認しています。

(8) リサイクル関連情報提供事業【産業振興課】

県は、リサイクルの円滑な推進のため、リサイクル関連法を紹介するパンフレットを作成し、県内の事業者、業界団体及び市町村等へ配布しています。

図8-2-6 再生資源活用審査制度の仕組み



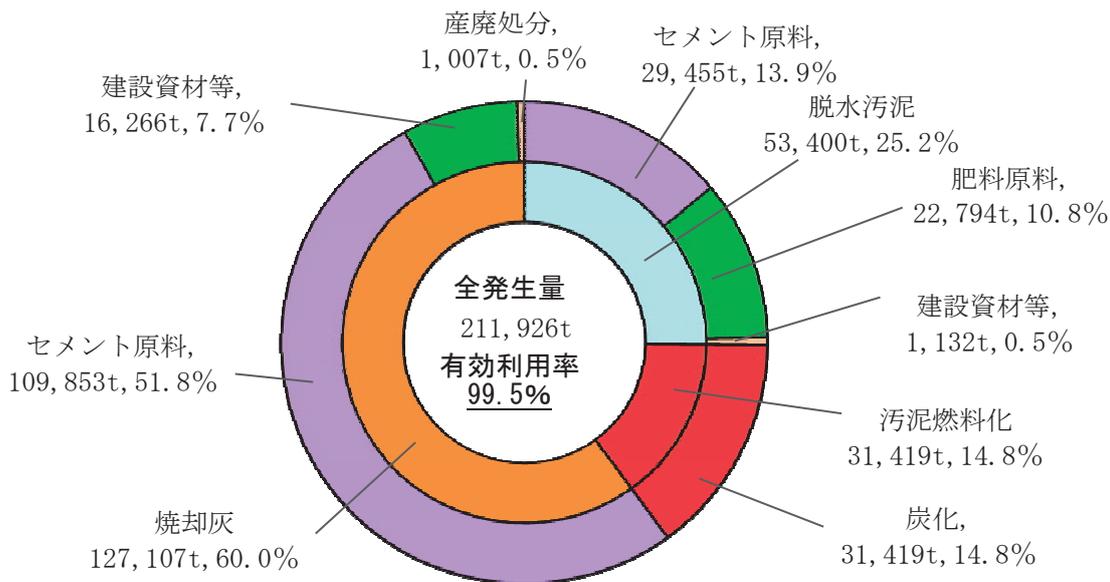
(9) 下水汚泥の利活用【下水道課】

県内流域下水道の各浄化センターからの下水汚泥の総発生量は、2022年度で約21万2千トンでした。下水汚泥はセメント・肥料原料などに利用しており、その有効利用率は99.5%に達しています(図8-2-7)。さらに、社会的・経済的な変動による影響を最小限に抑え、今後も長期的かつ安定的な利用を確保するために、新たな利用方法を見つけるなど多方面での利用拡大を図っています。

県ではその一つとして、2012年度から衣浦東部浄化センターにおいて、下水汚泥から炭化燃料を製造し、隣接する碧南火力発電所で石炭代替燃料として利用する取組を行っており、2022年度は年間2,446トンの炭化燃料を製造し発電に利用しました。

また、2016年度から豊川浄化センターと矢作川浄化センターにおいて、下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスをエネルギーとして利用する取り組みを行っています。2022年度は豊川浄化センターにおいてバイオガス発電により約353万kWhを中部電力ミライズ(株)に売電しました(図8-2-8)。一方、矢作川浄化センターでは、汚泥焼却炉の補助燃料として約114万Nm³のバイオガスを利用しました。

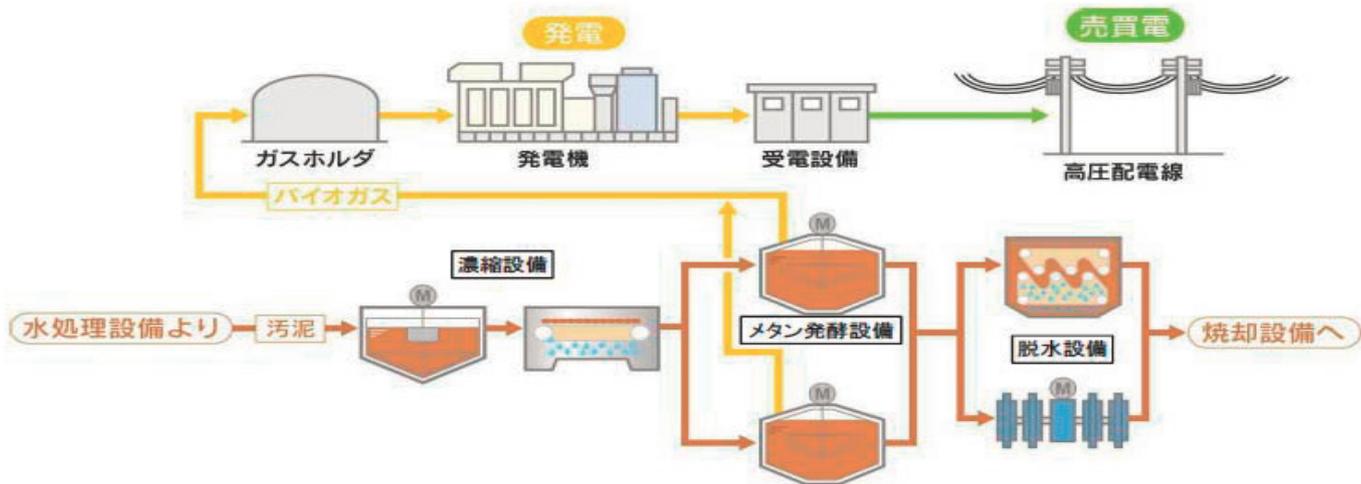
図 8-2-7 愛知県流域下水道汚泥の利用状況（2022 年度）



※汚泥量は脱水ケーキ換算

※利用用途別割合の合計については、端数処理の関係で四捨五入により 100%とならない場合がある。

図 8-2-8 バイオガス発電のフロー（豊川浄化センター）



(資料) 建設局作成

7 公共関与による最終処分場の確保【資源循環推進課】

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は事業者責任で行うべきものとされていますが、民間事業者による新たな最終処分場の確保は近年極めて困難な状況にあります。

こうした状況への対応として、県は、事業者

処理責任の原則を堅持しつつ、必要な場合は第三セクター方式により、公共関与の最終処分場の確保を推進しています。

公共が関与している最終処分場としては、現在、(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)〔武豊町〕と、(公財)豊田加茂環境整備公社〔豊田市〕の2施設があります(表8-2-10)。

表8-2-10 現在の愛知県内の公共関与処分場

名称	(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)	(公財)豊田加茂環境整備公社
組織		
設立年月日	1988年8月1日	1989年1月31日
基本財産	219,250千円 公共 110,000千円(6自治体) (うち 県60,000千円) 民間 109,250千円(48社)	100,000千円 公共 55,000千円(2自治体) 民間 45,000千円(90団体)
廃棄物受入計画		
受入期間	2010年7月～	1992年4月～
受入廃棄物	産業廃棄物：燃え殻始め10品目 一般廃棄物：焼却残渣 建設発生土	産業廃棄物：燃え殻始め12品目 一般廃棄物：焼却灰(1997年4月から)
受入地域	県内全域	産業廃棄物：豊田市及びみよし市等 一般廃棄物：豊田市及びみよし市
施設概要		
設置場所	武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先	豊田市御船町山ノ神56番地8
面積	47.2ha	9.5ha
容量	538万m ³	219万m ³



(公財)愛知臨海環境整備センター
(2023年2月撮影)